

水沢中学校いじめ防止基本方針

平成 30 年5月



奥州市立水沢中学校

学校いじめ防止基本方針

奥州市立水沢中学校

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」はいじめを一層複雑化、潜在化させている。

学校は、家庭、地域、及び関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止、早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、迅速かつ適切に対応する必要がある。また、いじめの問題解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校は、挨拶と学び合いを宝として大切にしながら、自主的で、責任をもち、協力できる生徒を目指し、重点課題を設定して具体的に取り組んでいる。学び続ける態度と社会人としての基本を身につけた生徒を育成することにより、いじめを生まない環境を築いていく。

本校のいじめ防止基本方針は、すべての生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処等の具体的な取組について示すものである。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 2 条）

(1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義の4つの構成要素

法における下記の構成要素からいじめの行為を認知する。

- ① 行為をした者(甲)も行為の対象となった者(乙)も児童生徒であること。
- ② 甲と乙の間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ 甲と乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルであるため、いじめられた生徒及びいじめた生徒の両方、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 生徒を丸ごと受け止める生徒指導を基本に据えて、生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の個性を伸ばす努力をする。
- (2) 全教育活動を通して、規範意識、人間関係を築く力、社会人としての態度を育てるとともに、人間としての生き方を考えさせる。
- (3) 道徳教育、人権教育、特別活動及び情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、読書活動・体験活動を推進し、いじめが起きにくい学校・学級風土を育てていく。
- (4) 活動的・協同的・表現的な学びを求めて、「作業的な学習」「グループでの学び合い」「表現の交流

と共有」の3つの要素を、それぞれの教科の特性に応じながら取り入れていく。また、「共有の課題」と「背伸びとジャンプの課題」の2段階の授業構成を工夫する。これらのことを通して教室に「聴き合う関係」を構築していく。

- (5) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動、(2大行事、各種ボランティア活動、職場体験)を推進する。
- (6) 保護者、地域住民との連携を図りながら、いじめ防止に関連する生徒が自主的に行う生徒会活動(生徒総会、中総体壮行会、生徒集会)を指導する。
- (7) いじめ防止の必要性に関する理解を深めるための啓発活動(情報モラル・メディアリテラシー講演会、いじめ防止集会)の充実に努める。

2 生徒に培う力について

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接する思いやる心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動の場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級や学年の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係を築くとともに、違いや多様性を乗り越えて合意形成する言語能力を育む。

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止・適応支援委員会」を設置する。

- (1) 構成員
 - ア 校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター(ＳＣ、ＳＳＷ、学びと心の相談員、家庭相談員、指導主事等)
 - イ 必要に応じて、医療、心理、福祉の専門家の参加を求める。
- (2) 取組内容
 - ア いじめ防止基本方針の策定、年間計画の策定
 - イ いじめに係る研修会、啓発活動の企画立案
 - ウ 未然防止、早期発見の取組の検討
 - エ 各学級・学年の状況・情報の共有(アンケート及び教育相談の結果報告)
 - オ いじめ防止に係る生徒会活動の検討
- (3) 開催時期
週1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事案の収束まで随時開催とする。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 自己有用感や団結力を高める生徒会行事(2大行事)
- (2) 地域との信頼関係を築き、好ましい人間関係を学ぶためのボランティア活動
- (3) 生徒会によるいじめ防止の取組(生徒総会での学び合い、代議員会・学年集会等での議論のある活動の充実、標語・ポスター、ストップいじめ宣言等のいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動)
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) PTA各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (2) いじめ防止等の取組について、校報・学級・学年通信等を通じて保護者に理解・協力を呼びかける。
- (3) 授業参観、「市民に学校を公開する日」などで、保護者や地域住民に取組・活動を公開する。

6 教職員の姿勢

- (1) いじめは、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- (2) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって関わりをもつ。
- (3) いじめを隠したり軽視することなく情報を学年で共有する。
- (4) 情報に基づき速やかにチームで対応する。
- (5) いじめ防止等に関する研修・自己診断により資質の向上を図る。

- (2) スクールカウンセラーの協力・・・・・・・・・・生徒指導主事
- (3) 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・・・生徒指導主事、主幹教諭、副校長
- (4) インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・学校または奥州警察署、法務局
- (5) 奥州市教育研究所いじめ相談・・・・・・・・・・0197-35-2111（内464）
- (6) 県教委24時間いじめ相談電話・・・・・・・・・・019-623-7830

IV いじめ問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、共通理解と周知徹底を図る。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに徹底して守り通す。いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止・適応支援委員会」へ報告し、情報を共有、役割分担をして問題の解決にあたり、事実・指導の経緯を適切に記録し、教育委員会へ報告する。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められたときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、適切に生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 関係機関(警察・児童相談所等)との連携

学校だけの対応では、指導に十分に効果をあげることが困難であると判断した場合は、関係機関へ相談する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、奥州市教育委員会及び奥州警察署と連携して対処する。

5 インターネット等のいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深

刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

- (2) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止・適応支援委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、奥州市教育委員会等と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに奥州警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (4) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の理解・協力を得るとともに、保護者への啓蒙活動を強化していく。

6 いじめへの対処

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめにかかる行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間を目安とする。期間が経過した段階で判断を行い、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を追った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)
- (2) いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに奥州市教育委員会に報告し、調査を実施する主体を協議する。
- (2) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

● 学校が調査の主体となる場合

教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止・適応支援委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を奥州市教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報的供する。※関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ防止・適応支援委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

● 奥州市教育委員会が調査の主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- 1 いじめの未然防止にかかわる取組に関すること。
- 2 いじめの早期発見にかかわる取組に関すること。

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、会議等の効率化を図る。

2 地域や家庭の連携について

- (1) いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
- (2) より多くの大人が生徒の様子を観察できるようにするため、ボランティア活動等地域に貢献する活動に取り組むとともに、福祉委員会の取組、合唱や吹奏楽などの部活動により交流を行う。

VIII いじめがおきた場合の組織的対応の流れ

